

第5章

1. 【P133】 2 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

現在	見直し（案）	見直し理由
<p>保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況及び利用希望を踏まえ、需給バランスを勘案しながら提供体制を確保していきます。</p>	<p>保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況及び利用希望を踏まえ、需給バランス等を勘案しながら提供体制を確保していきます。</p> <p><u>なお、教育・保育の分野については、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画を児童福祉法に基づく市町村整備計画としても位置づけます。</u></p>	<p>本事業計画が、児童福祉法に基づく市町村整備計画を含むことを明文化するもの。</p>

2. 【P133】 「(1) 量の見込みの算出の考え方」

現在	見直し（案）	見直し理由
<p>・【1号】及び【2号】（教育ニーズ）については、実際の利用者数と比較してニーズ調査の数値が大きく下回っていたことから、地域別に平成27年度から令和元年度における就学前児童のうち幼稚園等を利用している児童の割合の推移を基に教育需要の見込みを算出し、推計児童数に乗じて算出する。</p> <p>・【2号】及び【3号】については、実際の利用者数と比較してニーズ調査の数値が大きく上回っていたことから、地域別に平成27年度から令和元年度における就学前児童のうち保育所等の利用申込みを行っている児童の割合の推移を基に保育需要の見込みを算出し、推計児童数に乗じて算出する。</p> <p>なお、保育需要は増加傾向にあるものの、就学前児童数は減少傾向にあることを踏まえ、中間年見直しを行う令和4年の量の見込みを令和5・6年度に据え置くこととする。</p>	<p>・【1号】及び【2号】（教育ニーズ）については、<u>区域別に平成30年度から令和4年度における就学前児童のうち幼稚園等を利用している児童の割合の推移を基に教育需要の見込みを算出し、推計児童数に乗じて算出する。</u></p> <p>・【2号】及び【3号】については、<u>区域別に平成30年度から令和4年度における就学前児童のうち保育所等の利用申込みを行っている児童の割合の推移を基に保育需要の見込みを算出し、推計児童数に乗じて算出する。</u></p>	<p>時点の変更によるもの。</p> <p>時点の変更によるもの。</p>

3. 【P133】 「(2) 確保方策の考え方」

現在	見直し（案）	見直し理由
<p>・【1号】及び【2号】（教育ニーズ）の量の見込みに対して、確保方策が不足する区域があるが、全市域的には確保方策が量の見込みを上回っていることから、他の区域の確保方策により補完されることが見込まれる。</p> <p>・【2号】及び【3号】の量の見込みに対して、確保方策が不足する区域については、確保必要数として各年度に示す数を教育・保育施設により確保することとする。</p> <p>・国の子ども・子育て支援事業計画基本指針に基づき、令和4年度までの量の見込みに対応する教育・保育施設を令和2年度末までに前倒しして確保を図ることとする。</p>	<p>・【1号】及び【2号】（教育ニーズ）は、<u>全市域的には確保方策が量の見込みを上回っていることから、他の区域の確保方策により補完されることが見込まれるが、区域の状況に応じて対応することとする。</u></p> <p>・【2号】及び【3号】の量の見込みに対して、確保方策が不足する区域については、確保必要数として各年度に示す数を教育・保育施設及び地域型保育事業により確保することとする。<u>また、それ以外の区域についても、必要に応じて対応することとする。</u></p> <p>・国の子ども・子育て支援事業計画基本指針に基づき、令和4年度までの量の見込みに対応する教育・保育施設を令和2年度末までに前倒しして確保を図ることとする。</p> <p style="text-align: right;">全部削除</p>	<p>確保方策について、区域の状況に応じた、きめ細かな対応を行う必要性があるため。</p> <p>市全域で保育士不足等を理由とした利用定員減が生じており、提供体制の維持のため、確保方策の不足が見込まれない区域においても、きめ細かな対応を行う必要性があるため。</p> <p>時点の変更によるもの。</p>

第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画見直し（案） 新旧対照表

4. 【P134】「(3) 確保必要数の確保に当たっての考え方」

現在	見直し（案）	見直し理由
<p>・確保必要数は、【2号】、【3号（0歳）】、【3号（1・2歳）】の過不足の合計により算出することとし、新たに確保する数は、年齢ごとに均等に設定することを基本とする。</p> <p>（既存施設の活用） 就学前児童数が減少していく見込みであることや、施設整備には一定の期間を要すること、また保育士等の確保が困難となっている現状を踏まえ、既存施設の活用を優先することとする。</p> <p>（確保必要数の確保の手法） 量の見込みに対し、確保方策が不足する場合にあっては、原則として以下のア～ウにより優先的に確保を図ることとし、補完できなかった場合、エ～キによる整備手法を検討し、確保を図ることとする。</p> <p>ア 幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行による定員増 イ 保育所・幼保連携型認定こども園の定員増 ウ 保育所から定員増を伴う幼保連携型認定こども園への移行 エ 幼稚園の増築等による幼保連携型認定こども園への移行 オ 保育所・幼保連携型認定こども園の増築等による定員増 カ 保育所の増築等により定員増を伴う幼保連携型認定こども園への移行 キ 新設保育所・幼保連携型認定こども園の整備</p>	<p>・確保必要数は、【2号】、【3号（0歳）】、【3号（1・2歳）】の過不足を基に、<u>それぞれ算出することとする。</u></p> <p><u>（提供体制の充実）</u> <u>市全体では就学前児童数は減少傾向にあるものの、区域によっては、保育利用率の上昇がみられることから、既存施設の活用を基本としつつも、必要に応じて、保育所等の整備による対応を図る。</u></p> <p>（確保必要数の確保の手法） 量の見込みに対し、確保方策が不足する場合にあっては、以下の<u>ア～ウにより確保を図ることを基本としつつ、必要に応じて、エ～クによる整備手法により確保を図ることとする。</u></p> <p>ア 幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行による定員増 イ 保育所・<u>幼保連携型</u>認定こども園の定員増 一部削除 ウ 保育所から定員増を伴う幼保連携型認定こども園への移行 エ 幼稚園の増築等による幼保連携型認定こども園への移行 オ 保育所・幼保連携型認定こども園の増築等による定員増 カ 保育所の増築等により定員増を伴う幼保連携型認定こども園への移行 キ 新設保育所・幼保連携型認定こども園の整備 <u>ク 地域型保育事業の整備</u> 新規</p>	<p>年齢別利用調整の開始に対応するもの。</p> <p>第二期計画では、既存施設の活用を優先して定員増を図ったものの、計画どおりの確保ができなかったため。</p> <p>就学前児童数が減少傾向にある中、高まる保育需要に対応する必要があることから、新たな確保の手法が必要となったため。</p>

第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画見直し（案） 新旧対照表

5. 「(4) その他、確保必要数を定めない区域の取扱い」 **新規**

現在	見直し（案）	見直し理由
記載なし	<p>・【1号】及び【2号】（教育ニーズ）の確保方策については、【2号】（教育ニーズ）の利用児童数など、需給バランス等を勘案しながら、必要に応じてア及びイによる定員増を行う。 新規</p> <p>ア 幼稚園・認定こども園の定員増 新規</p> <p>イ 保育所から幼保連携型認定こども園への移行に伴う定員増 新規</p> <p>・【2号】及び【3号】の確保方策については、施設の利用児童数など、需給バランス等を勘案しながら、必要に応じてア～ウによる定員増を行う。 新規</p> <p>ア 幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行による定員増 新規</p> <p>イ 保育所・認定こども園の定員増 新規</p> <p>ウ 保育所から定員増を伴う幼保連携型認定こども園への移行 新規</p>	<p>確保方策について、区域の状況に応じた、きめ細かな対応を行う必要性があるため。</p> <p>市全域で保育士不足等を理由とした利用定員減が生じており、提供体制の維持のため、確保方策の不足が見込まれない区域においても、きめ細かな対応を行う必要性があるため。</p>

6. 【P169】「(1) 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方」

現在	見直し（案）	見直し理由
<p>子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。</p> <p>認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。</p> <p>そのため、確保方策が不足する区域にあっては、需要と供給のバランスを考慮しつつ、幼稚園・保育所から幼保連携型認定こども園への移行を進めます。</p> <p>また、幼稚園型認定こども園については、教育時間終了後に預かり保育を利用する子どもの保育需要に対応できることから、基準を満たす場合、認定することとします。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。</p> <p>認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。</p> <p>そのため、<u>幼保連携型認定こども園については、需給バランス等を考慮しつつ、幼稚園・保育所からの移行を進めます。</u></p> <p>また、幼稚園型認定こども園については、教育時間終了後に預かり保育を利用する子どもの保育需要に対応できることから、基準を満たす場合、認定することとします。</p>	<p>確保方策が不足する区域以外でも、要件を満たせば、幼保連携型認定こども園への移行を認めるため。</p>